

高知県電気自動車等導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県の運輸部門における温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、エネルギー価格等の物価高騰の影響を緩和するため、電気自動車等を導入する経費に対して、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県電気自動車等導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「国補助金」とは、一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する、電気自動車の導入に要した経費の一部を助成する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」をいう。
- (2) 「EV」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 「軽EV」とは、前号に定める「EV」のうち、自動車の種別が軽自動車のものをいう。
- (4) 「PHV」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (5) 「FCV」とは、搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であって、交付を受けた自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが明記されているものをいう。
- (6) 「EVバイク等」とは、電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない型式認定を取得している車両又は検査済自動車であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 側車付二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条第1項第4号に規定する側車付二輪自動車をいう。）
 - イ 原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。）
 - ウ 軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則別表第1において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車をいう。）
- (7) 「リース契約」とは、第2号から前号までに規定する自動車（以下「EV等」という。）の貸主が、当該EV等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該EV等を使用収

益する権利を与え、借主は、当該E V等の使用料を貸主に支払う契約をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、第1条の趣旨に鑑み、国補助金制度と連携し、補助対象車両となるE V等（前条第2号から第6号まで）の導入（リース契約によるE V等の使用を含む。）を促進するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を実施する個人、個人事業者、法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）であって、次の各号に掲げるすべての要件に適合する者とする。

- (1) 県内に住所、事務所又は事業所を有すること。
- (2) 全ての県税及び県に対する税外未収金債務の未納がないこと。
- (3) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(補助対象車両及び補助金の額)

第5条 補助対象車両及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請手続)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請（実績報告）書及び別記第2号様式による補助金交付請求書を、別に定める必要書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請（実績報告）書及び必要書類（以下「交付申請書等」という。）の提出は先着順に受け付けるものとし、その内容に不備があるときは、当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。
- 3 補助対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、補助対象車両を販売する者等に対して依頼することができる。
- 4 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続について誠意をもって実施するものとする。
- 5 知事は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(補助金の決定、額の確定及び交付)

第7条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、交付の決定及び補助金の額の確定を行い、別記第3号様式による補助金交付決定兼確定通知書により当該補助対象者に通知するものとする。

- 2 補助金は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。
- (2) 補助事業に係る帳簿及び関係書類は、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 補助事業により取得した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理すること。

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 知事は、補助対象者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請等の不正事由が発覚したとき。
- (2) 本事業に係る県の指示に従わなかったとき。
- (3) 別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(補助金の返還)

第10条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合でも、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(調査及び指示)

第11条 知事は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、現地を調査し、又は他機関への確認その他の必要な事項を指示することができる。

(財産の処分の制限等)

第12条 規則第19条の規定により財産処分の制限を受ける財産は、補助対象車両とし、同条ただし書に規定する知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は別に定める。

- 2 補助対象者は、処分制限期間内において、補助対象車両を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、リース契約を解約し、又は担保に供する場合は、事前に別記第4号様式による財産処分承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象者あてに通知するものとし、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを請求することができる。なお、納付額の算定方法は、国補助金の規程に準ずるものとする。
- 4 補助対象者は、前項の規定による知事の請求があったときは、知事が定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。

- 5 財産処分が次のいずれかに該当する場合は、補助対象者の責に帰することのできない理由により、補助対象車両が毀損され、又は滅失したものとして、前項の規定は適用しない。
- (1) 補助対象車両が天災等により走行不能となり抹消処分した場合。
 - (2) 補助対象車両が過失のない事故により走行不能となり抹消処分した場合。
 - (3) その他知事が特に認める場合。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助対象者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効期限等)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年6月25日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象車両	<p>次の全ての要件を満たすものとする。ただし、(3)で確認できない場合は、(4)によるものとする。</p> <p>(1) 国補助金の対象車両であり、国補助金交付申請を行っていること。</p> <p>(2) 令和8年4月1日以降に初度登録（新車新規登録）された車両で、製造事業者の新車保証が付いているものであること。</p> <p>(3) 自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」及び「所有者の住所」が高知県内にあること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又はリース契約の場合にあっては、「使用者の住所」が高知県内にあること。</p> <p>(4) 標識交付証明書に記載された「定置場」及び「所有者の住所」又は「納税義務者の住所」が高知県内であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又はリース契約の場合にあっては、「使用者の住所」が高知県内にあること。</p> <p>(5) 高知県内に本店、支店、営業所等を有する事業者から高知県内の営業所等で購入等をした車両であること。</p> <p>(6) 自動車検査証の「自家用・事業用の別」が自家用であること。</p> <p>(7) 自動車販売業者が販売促進活動（展示、試乗車等）に使用する車両ではないこと。</p> <p>(8) 補助対象者の自社製品又は関係会社からの調達ではないこと。</p> <p>(9) リースの場合は、リース車両の使用者が申請者となり、補助金はリース車両の使用者に交付される。その場合、リース期間は処分制限期間以上であること。</p> <p>(10) 自動車販売業者への購入代金全額の支払いが完了していること又は全額支払いの手続きが完了していること（注）。ただし、手形を除く。</p> <p>（注）「全額支払いの手続きが完了していること」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方法を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。</p>
補助金の額	<p>(1) EVは1台当たり20万円とする。</p> <p>(2) 軽EVは1台当たり30万円とする。</p> <p>(3) PHVは1台当たり20万円とする。</p> <p>(4) FCVは1台当たり100万円とする。</p> <p>(5) EVバイク等は1台当たり7万円とする。</p> <p>ただし、「車体本体の購入価格（税抜）」から「国補助金の金額」を差し引いた額が上記(1)から(5)までの「補助金の額」未満となる場合は、その額を限度とする。</p> <p>※ 車両本体の購入価格は、下取り等含む値引後の金額とする。</p> <p>※ リース契約で導入する場合は、契約書類における「車体の本体価格（税抜）」を用いる。</p>

別表第2（第8条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。